

学童保育とは…

西宮市学童保育連絡協議会

学童保育ってなんですか？

～ 全国学童保育連絡協議会HPより抜粋 ～

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後(学校休業日は一日)の生活を守る施設が学童保育です。

学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられます。

学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

学童保育に通う子どもたちは、そこを生活を営む場所として学校から「ただいま」と帰ってきます。

学童保育では、家庭で過ごすのと同じように、休息したり、おやつを食べたり、友達とも遊びます。

宿題もしたり、お掃除をしたり、学童保育から友達の家や公園に遊びに行きます。

学童保育に一度帰ってきて塾に行く子もいます。学童保育は子どもたちにとって「放課後の生活の場」そのものなのです。

伝えるべき事項

- 学童保育ってなんですか？
- 連絡協議会の紹介
- 学童保育のあゆみ
- なぜ、学童保育を選ばねばならないか
- 保育所と学童保育の違い
- その他の事業
- 学校と学童
- 障害児の受入
- なにを基準にする
- なにを準備する
- 入所が決まったら
- 父母会の事、市連協の事

もし…学童が無くなったら…

- もし、学童保育が無くなってしまったらどうされますか？
 - 家で留守番をさせる。
 - 仕方なく仕事を辞める。
 - 今の仕事を変えて、夜間帯で仕事を探す。
 - おじいちゃんやおばあちゃんに子ども達を見てもらう。
- 今の生活環境を変えるしかありません。

働く事の権利・・・

私たちは働く事を生活の為の権利として、受け止め、子育てと両立できる社会を求めています。

日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

戦時下での労働力・・・

皮肉な事に、女性が労働力として認知され、仕事をする権利を有する事ができたのは、戦争により、労働者である男性が徴兵され、家族を養うべき人材が居なくなってしまった事がはじまりです。

残された家族を養う為には働く事をしなければならず、幼子を持つ家庭においては労働は困難な状況でした。

その様な状況下で兵器工場での労働者不足も問題視され始め、女性を労働者として、受け入れる事をはじめます。

男尊女卑、日本風土の慣習・・・

日本と云う国に生まれ、昔ながらの美德とされる数々の習慣、風習は女性にとって、独立する機会を奪うものでした。

男尊女卑・・・男性の従属した位置づけで一人の人格として認めない思想が女性への劣性を前提に経済的、政治的、社会的、文化的な差別を容認するものでした。

その為に育児に専念させる事が当然として、日本人の根底に根強く、その考え方が続いていた。

幼子を預かる・・・

幼子を抱えた状態では労働者としては困難です。

子ども達を預かる保育が始まります。

当時は保育所ではなく・・・保管所と呼ばれていました。

1904年の神戸市婦人奉公会が児童保管所を始めた。

原則は幼児の保育であるが、学童も事情により、預かった。

高度経済成長・・・

戦後の日本復興の勢いは凄まじく、高度経済成長を迎えることとなり、家族構造や生活様式の変化と共に単純不熟練労働者として、女性の雇用促進が始まり。男女均等雇用法により、女性の社会進出は加速。これにより、昼間の子ども達への安全、安心への居場所としての学童保育が重要視されはじめ明確な制度がない中、全国的なつくり運動が展開されはじめる事となり、現在に至る。

頑張れお父さん・・・

家庭内ではやはり、子育てはお母さんが...お父さんは生活の為に労働で家庭を守る...とされる方が大半です。同じ労働者として、子育てをしているのは同じ...お母さんは仕事をし、家庭では家事全般と子育て...男女雇用均等法が出来ても職場での事として完結してしまっている。結局、大変なのはお母さんだけ...頑張れ、お父さん。お父さんの活躍を子ども達は期待しています。父母会でも仕事のノウハウを活用し、頑張るお父さんの参加を待っています。問題は他の方々との様に接したらよいか...

子育てはお母さんがするの？

学童保育の「つくり運動」ではまず、学童保育所を作る為に地域の理解を求める事が必要でした。決して楽な事ではなく、当然、仕事をしながら、つくり運動と大変な日々を過ごす事となります。学童保育所開設に地元への説明も進むことはなく、子育てを放棄する学童保育は認めないと耳をかそうとはされませんでした。「子育てを他人に任せて、家庭が裕福にする目的など認めない」地域住民だけでなく、役所や議会に於いてもやはり、同じです。それでも学童保育に関わる事で育児放棄はしないと...共同保育からはじめ、地域への清掃活動、地域行事の参加、学童での餅つきでご近所へ餅を配る。「育児放棄はしていない」行動で示して、地域への理解を広め、子育てでは決してお母さんだけがするのではなく、お父さんも参加し、地域の方々と共に子育てをする意識を浸透させました。

悩み...

- 早く帰らねばならず、社内での子育て環境はよくない...
- 旦那が育児に参加しない...
- イタズラが増えた...
- 育成料が高い...
- 学校でイジメに合っていないかと心配...

喜び...

- 病弱だったけど少しずつ元気になってきた。
- 家で手伝いや片付けをする様になった。
- 相変わらず、のんびりとしている子だが、いつも元気に学童へ通ってくれている。

西宮市学童保育連絡協議会とは

- 西宮市に於ける学童保育の向上、発展を願い、父母の会の総意により、組織された団体。
- 父母の会は市連協の母体であり、基礎組織。
- 全市的な問題解決に向けて、取り組む。
- 学童間の交流の目的で運動会、スポーツ大会を開催、連絡の為に連絡会議を毎月開催。
- 関連団体
兵庫県学童保育連絡協議会
全国学童保育連絡協議会

子ども達と共に育つ

子育ては子どもと共に親は育ちます。
家庭内だけでは子どもは育ちません。
学校、学童保育と...子ども達は子ども達だけの世界があり、家庭だけで育つものではありません。
どの様に成長するのか、子ども達の育成には大人達の介在が不可欠です。
但し、介在し過ぎる事はない様に...

学童保育のはじまり

- 1904年 神戸市婦人奉仕会の児童保管所がルーツとされている。
- 1928年 大阪・石井記念愛染園が学童保護部を設置。
- 1940年 日本各地で学童保育が始まる。
- 1948年 今川学園(大阪・東住吉区)が児童福祉法を適用して、放課後の学童の保育を開始。
- 1952年 労働者クラブ保育園(東京)で卒園児の父母たちが「共同保育」を開始。これが「学童保育」の始まりとされる。
- 1958年 東京都北区による地域運営委員会への補助開始。
- 1960年 各地の学童保育関係者の組織化。国、地方公共団体への制度化を求める。
- 1963年 渋谷区が「渋谷学童館」設置。これが公設公営学童保育のはじまり。
- 1966年 文部省が「留守家庭児童育成補助要綱」による児童育成事業を開始。

西宮市に於いても「共同保育」から始まり、父母たちの作り運動の中、制度化を求め、長年に渉り活動を行なった。
「預けっ放しにしない」為の活動で地域への理解を求め、子ども達と共に学童の維持、発展に全力を傾け、現在に至る。

西宮市の学童保育のあゆみ

西宮市学童保育連絡協議会

「市連絡協議会」の結成と つくり運動の大きな前進

1975年	76年	77年	78年	79年	80年	81年	82年	83年	84年	
西宮市学童保育所父母の会連絡協議会から「西宮市学童保育連絡協議会」へ発展	上甲子園、上ヶ原、塩瀬で学童開設	南甲子園、安井(共同保育)で学童開設 高木、段上、津門で共同保育	小松・鳴尾北合同、甲東で学童開設	榑ノ口、北夙川(共同保育)で学童開設	鳴尾、鳴尾北(小松から分離)で学童開設	高木(共同保育)、段上(共同保育)、用海 広田、津門(共同保育)で学童開設	高須東、神原、瓦林(瓦木から分離) で学童開設	平木、浜脇、上ヶ原で学童開設	北夙川(高須東から分離)、今津で学童開設 北夙川、鳴尾北が学校内へ移転	段上西で学童開設 春風、榑ノ口が学校内へ移転、高木の建替え

官制の「鍵っ子対策」と「つくり運動」の萌芽

1964年	65年	66年	67年	68年	70年	71年	72年	73年	74年
津門、荻原、鳴尾東、鳴尾、春風、浜脇	西宮市教育委員会 「ひまわり学級」開設	香櫨園、上甲子園で「共同保育」	文部省が「留守家庭児童会育成補助事業」に わすか3年で「ひまわり学級」閉鎖	浜脇、浜甲子園、鳴尾東で学童開設	香櫨園で学童開設	「留守家庭児童会育成補助事業」を廃止 「校庭開放事業」に統合	西宮市学童保育所 父母の会連絡協議会 発足	春風で学童開設	瓦木で学童開設

改築と定員増を求める運動 大きな前進

1985年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	94年
小松では2クラス目(共同保育)開始	甲陽園、深津(休養室を設置)で学童開設	榑ノ口、高須西で2クラス目(共同保育)開始 「自主保育」への補助金 50名、60名定員を2ヶ所に指導員の加配 婦人児童課の管轄から直轄に：児童育成係 夙川(安井から分離)で学童開設	大社、高須南で学童開設	津門、浜脇、南甲子園で60名定員へ 7月から育成料6,000円徴収開始	北六甲台、生瀬で学童開設 津門、浜脇の増築、高須東で60名定員へ 1,57シラク	瓦林が学校内へ移転	高須東の増築	香櫨園が地域集会所に、大社が学校内へ移転 瓦木の改築、高須西が増築 クローラー6ヶ所設置	高須南、春風の増築、香櫨園の移転 クローラー7ヶ所設置

管轄省庁

- 保育所
文部科学省
- 学童保育
厚生労働省

法的な違い

- **児童福祉法 第一節 定義**
第六条の三
〇2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- **第七条**
この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
- **子ども・子育て支援法(平成27年10月01日から施行する)**
消費税増税ありきでの財源確保、多様な学童保育への対応が曖昧な状態

学童保育と保育所の違い

- 保育所
保育料が高額
延長保育がある
0歳児から就学前まで
- 学童保育
育成料は保育所よりは安価
地域によって、保育格差がある
父母会の関わりが増える

学校と学童保育

- 学校は教育の場
 - 学童保育は生活の場
- ※学校と学童の繋がりが乏しく、相互の連絡は保護者が主体になり、連絡を行なう事が多い。

児童への様々な事業

- 放課後子どもプラン
小学校校庭を無料開放。
- アフタースクール
子ども達への体験を提供。

文部科学省

- 子どもの家

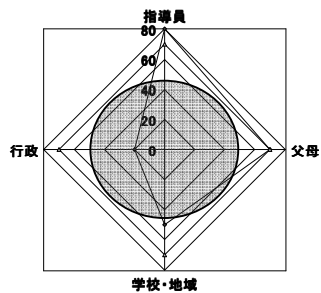
厚生労働省

学童保育の形態

- 民設民営(共同保育)
民間により、場所の確保と運営を行なう。
- 公設民営
自治体が場所の確保をし、運営を民間へ委託。
- 公設公営
自治体が場所の確保、並びに運営も行なう。
- 企業経営
企業の学童保育事業参入。多様なニーズ対応。

子ども達を守る4つの力

- 子ども達を守る力
 - 理想的なバランス
- 子ども達



しょうがい児の学童

- 西宮市に於いてはしょうがい児の入所に於いて、指導員の加配をして、対応する。
- ※但し、加配される指導員への研修の機会が少なく、指導員個人の質に任せている面が問題視される。

西宮市の動向

- 児童・母子支援課 育成チーム
西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所本庁舎7階
TEL:0798-35-3659 FAX:0798-35-5525
- 待機児童対策の為、受入定員を弾力的運営で2割増しで受け付けている。
- 縦割り行政の為、連携が悪い。
- 指定管理者制度により、十分な管理が出来ていない。
- 財政難を理由に予算は厳しい。

ナニを準備するか

- 入所申請書の準備
浜脇・用海・香櫛園は西宮YMCA(0798-35-5987)へ
鳴尾は三光事業団(0798-41-4421)へ
上記以外は西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課(0798-36-7127)
- 事前に用意すべきもの
勤務証明書、育成料減免申請書、市・県民税の前年度課税証明書、
延長利用申請書兼 誓約書
利用児童に障害がある場合は、療育手帳または身体障害者手帳の写し
- 受付期間
①平成25年4月1日からの入所について
受付期限等は、下記のとおりです。(郵送の場合必着)
申請書配布開始:平成24年12月12日(水)
申請書受付開始:平成24年12月21日(金)
受付区分 締切日 利用許可発送時期
第一次受付 平成25年1月18日(金) 平成25年2月中旬
第二次受付 平成25年2月20日(水) 平成25年3月中旬
第三次受付 平成25年3月15日(金) 平成25年3月下旬

ナニを基準に学童保育を選ぶのか

- 西宮市が行なう健全育成事業は小学校校庭内に設けられる為、育成センターを選ぶ事ができない。
企業、NPO運営の学童保育を選択するという事でしか、選ぶ事が出来ない。
- ※学校から学童施設への移動手段などを考えると校庭内にある育成センターが最も安全だと思われる。

入所が決まったら 経験から...

- 家から学童保育のある学校までの通学路をしっかりと子どもへ教える。(実際に何度か)
- 通学路での知人やお店に子どもが学童に通う事を伝え、登下校の際に気に掛けてもらう。
- 同じ育成センターに通う近所の子どもへ一緒に登下校してもらえる様に声を掛ける。
- 学校の先生に学童保育に通わず事を伝える。

父母会について

- 学童の維持、発展を目指し、同じ仲間の父母達で自主的に発足する。
- 父母会に於いて、互いに「助け合う」事を主に地域への奉仕活動を踏まえた父母会行事などを企画、参加する。
- 他施設での父母会との連携を深める為、「連絡協議会」を父母の「総意」により組織して、よりよい学童保育への発展を目指す。

父母会の弱体化

- 学童保育があるから子どもを預けただけで、父母会活動をする余裕などない。
- 父母会活動での役員になった場合、休みもなく、面倒だ。
- 署名…署名…訳の判らない言葉だけで、何をしているのかが判らない。
- 折角の休み、父母会行事に出るのが鬱陶しい。商売をしているので土日の行事など参加できない。

父母会の役割

- 「助け合い」の精神で同じ子育てをする者同士で助け合う。
- 学童保育での子ども達の様子を知る機会を得られる。
- 交流をする事で絆を深め合う。
- 維持、改善要求など一人では出来ないことへの取り組みが出来る。

父母会活動をする余裕などない

- 学童保育って何だろう…その疑問から先ず、父母会へ参加してください。
- それぞれの家庭での生活は第一です。
- 就寝前のほんの10分程度…指導員、父母会からのお便りを読んでください。
- 時間は得るものでは無く、作るものです。

役員になった場合、休みもなく、面倒だ

- 役員だから…24時間、365日の拘束などありません。
- より多く学童へ関わってラッキー!!です。
- 父母会だけでなく、役員会に於いてより多くの時間に交流が図れるし…指導員ともより一層、話をする機会が多くなります。
- オーバーワークに成らぬ様に出来ることをするだけです。

土日の行事など参加できない

- 土日も仕事って事は…平日には休みがある。すばらしい…
あなたは学童っ子のヒーロー、ヒロインになれます。
- 子どもにとっても、頼もしいお父さん、お母さんとなります。

何をしているのかが判らない

- 学童保育に関わる用語…はじめての方々にはさっぱり判らないのは当然です。
- 知らない事は恥ではありません。
- 知らない言葉を話題に…ちょっと先輩父母へ質問をすれば、そこから学童保育の新たな世界が広がります。

父母の会が力を合わせて…

- ひとつの父母の会だけでは力不足でも、学童を通じて、横の繋がりをもち集結しましょう。
- 学童保育の質の向上を目指し、
行政へアプローチしましょう。
- 助け合い、共同での問題解決に向けて、
取り組むこと。
- 市連協の活用を!!
- 学習には「日本の学童ほいく」誌を…

先駆者父母たちは…

- 私達の先輩OBたちは父母会を通じて様々な行事を企画して、日頃、子ども達と接する機会が無い中、行事を通じて楽しむ事を忘れなかった。
- ハイキング、キャンプ、クリスマス会、餅つき大会…事ある毎に全力で子ども達と楽しい一日を過ごす。
- 地域との交流…夏祭りへの参加や餅つきでのお餅を子ども達と日頃の感謝を込めて配り歩いた。

学童へ少し…興味を持って…

- ほんの少し、興味を持って見てください。
- 自分自身…出来る事を探し、子ども達と接する機会を持ってください。
- 父母会へ参加してください。

学童保育に関わることはそんなに難しいことはありません。

行政への要求活動は疲れますが…きっとよい経験にもなり、楽しい思い出がたくさん残ります。一歩前へ踏み出すだけです。

エピソード

- 山火事事件…
- 達人誕生…
- クマが出た…

西宮市学童保育連絡協議会ホームページ開設



スマートフォン版 : <http://hyogogakudou.web.fc2.com/smart/>
PC版 : <http://hyogogakudou.web.fc2.com/pc/>

市連協ホームペ

■ 目的

学童に関する情報発信となる事。
相互の交流を図れる事。
用語などよく判らない言葉を解説する事。
議論を深め、一人ひとりの父母(保護者)が学童について考える場を提供する事。
時間を無駄にしない事。

■ 特徴

用語集 : 用語の解説を行う
情報共有 : 様々な学童に関する情報を提供し、タイムリーな対応を目指す。
指導員向け: 指導員専用伝言板設置・・・スケジュール機能付
その他 : エピソード紹介、OBのつぶやき・・・

何が出来るか・・・出来ないか・・・

- 自身で出来る事をひとつでも多く探す事。
 - 父母会に出れなくても、父母会行事には参加する。
 - インターネット等から情報を集め、提供する。
 - 参加出来なくても連絡係を引き受ける。
 - 父母会で話し合い、出来る役割を考える。
- 行事への参加だけであっても・・・立派な父母会活動です。
まずは学童、父母会への関わりを持つ事です。

父母会を楽しむために・・・

- ひとりで役割を背負わない事。
- 仕事などのスキルを活かせる役割を探す事。
- 無理な行事をしない事。(オリジナリティーを出す。)
- 父母会活動は数%の余力で行う事。
- 仕事、家庭を優先する事。
- 時間が空いた時にセンターに顔を出す事。
- 子どもから学校、学童の様子を聞く事。

どうですか・・・楽しめそうでは・・・

たった3年間の学童保育です。
この3年間をどの様に過す事ができるか・・・
あなた自身の考え方・・・受け止め方次第です。
どうせ関わるのなら・・・楽しむ事を選ばれたら
如何でしょうか。
作り運動での父母達は・・・全力で楽しんでました。
私達が出来ない理由などない筈です。

学童保育は……

父母会は……

楽しいのだ～